

# 射水市土地開発公社定款

射水市土地開発公社

## 目 次

第1章	総則（第1条～第5条）.....	1
第2章	役員及び職員（第6条～第12条）.....	1
第3章	理事会（第13条～第18条）.....	2
第4章	業務及びその執行（第19条・第20条）.....	3
第5章	基本財産の額、その他資産及び会計（第21条～第26条）...	4
第6章	雑則（第27条・第28条）.....	5
	附 則 .....	5

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この土地開発公社は、射水市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 公社の設立団体は、射水市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を射水市新開発410番地1に置く。

### (公告の方法)

第5条 公社の公告は、射水市公告式条例（平成17年射水市条例第3号）の例により行う。

## 第2章 役員及び職員

### (役 員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以内（うち理事長1名、副理事長1名）

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名は、常任とすることができる。

### (役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その業務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を審議する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

### (役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、射水市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長は、理事長が選任する。

### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員 の 兼 任 の 禁 止 )

第 1 0 条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

( 職 員 の 任 命 )

第 1 1 条 会社の事務を処理するため必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

( 兼 職 の 禁 止 )

第 1 2 条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第 3 章 理 事 会

( 設 置 及 び 構 成 )

第 1 3 条 会社に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

( 招 集 )

第 1 4 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。ただし、理事任命後の最初の理事会は、射水市長が招集する。

( 理 事 会 の 議 事 )

第 1 5 条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

( 書 面 表 決 )

第 1 6 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、当該理事は、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

( 理 事 会 の 議 決 事 項 )

第 1 7 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

( 1 ) 定款の変更

( 2 ) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

( 3 ) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

( 4 ) 規程の制定又は改正若しくは廃止

- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
  - (6) その他会社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数
  - (3) 出席理事の氏名
  - (4) 議事の概要と結果
- 2 議事録には、議長のほか出席理事のうちから選出された2名以上の理事が、署名押印しなければならない。

#### 第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第19条 会社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
  - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
  - ウ 公営企業の用に供する土地
  - エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
  - オ 観光施設事業の用に供する土地
  - カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
  - ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地(会社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。))について借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1号に規定する借地権(地上権を除き、同法第24条の規定の適用を受けるものに限る。)を設定し、当該造成地を業務施設(工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。)、福祉増進施設(教育施設、医療施設その他の住民

の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。)又は立地促進施設(業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。)の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

- 2 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第20条 会社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

#### 第5章 基本財産の額、その他資産及び会計

(資産)

第21条 会社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 会社の基本財産の額は、800万円とし、射水市が全額を出資する。
- 3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

(事業年度)

第22条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第23条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、射水市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表及び事業報告書)

第24条 会社は、毎事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに、射水市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第25条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

- 2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

( 余裕金の運用 )

第 26 条 社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

( 1 ) 国債又は地方債の取得

( 2 ) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

#### 第 6 章 雑 則

( 解 散 )

第 27 条 社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、射水市議会の議決を経て、富山県知事の認可を受けたときに解散する。

2 社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを射水市に帰属させる。

( 規程への委任 )

第 28 条 社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この定款は、社の成立の日から施行する。

( 最初の役員の任期 )

2 社の最初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、射水市長の定めるところによる。

( 最初の事業年度 )

3 社の最初の事業年度は、第 22 条の規定にかかわらず、社の設立の日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

附 則 ( 昭和 59 年 11 月 18 日 )

( 定款の変更 )

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 ( 平成元年 3 月 27 日 )

( 定款の変更 )

この定款は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 7 年 7 月 5 日 )

( 定款の変更 )

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則 ( 平成 17 年 11 月 1 日 )

( 定款の変更 )

この定款の変更は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 19 年 4 月 11 日 )

(定款の変更)

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成19年10月1日)

(定款の変更)

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成20年12月1日)

(定款の変更)

この定款の変更は、知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成28年9月16日)

(定款の変更)

この定款の変更は、平成28年10月11日から施行する。